

石川県公安委員会告示第 51 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 5 月 20 日

石川県公安委員会

1 実施期日、受講定員及び実施場所等

(1) 実施する講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3 号警備業務」という。）

(2) 実施期日

講習の別	実施期日	受講定員
新規取得講習	令和 8 年 7 月 6 日(月)から同年 7 月 13 日(月)まで(土、日曜日を除く。)の 6 日間	合計 30 人
追加取得講習	令和 8 年 7 月 9 日(木)から同年 7 月 13 日(月)まで(土、日曜日を除く。)の 3 日間	

(3) 実施場所

石川県地場産業振興センター（石川県金沢市鞍月二丁目 1 番地）

2 受講対象者

(1) 新規取得講習

ア 最近 5 年間に 3 号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（3 号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（3 号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 3 号警備業務の区分にかかる警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。3 号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者及び同項に規定する 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。3 号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 3 号警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習受講対象者

(1)に該当し且つ 3 号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者

3 受講申込予約

(1) 受講申込に先立ち、事前に石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導第一係(076)225-0110 に電話をし、受講申込予約を行うこと。

(2) 電話による受講申込の予約は、令和 8 年 6 月 1 日(月)から同年 6 月 5 日(金)までの午前 10 時から午後 4 時までの間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に行うこと。

(3) 電話 1 回につき、1 人の予約を受け付ける。

- (4) 電話による予約は先着順とし、受講定員に達した場合は受付期間内であっても締め切る。
- (5) 受講申込者以外の者による予約は受け付けない。

4 講習受講申込手続等

- (1) 申込手続ができる者は、予約番号を取得した者に限る。
- (2) 受講申込書の受付期間
令和 8 年 6 月 22 日(月)から同年 6 月 26 日(金)までの午前 10 時から午後 4 時までの間
(正午から午後 1 時の間を除く。)とする。
- (3) 申込の方法及び受付場所
 - ア 申込の方法
申込は本人が提出書類を直接持参する方式で行い、郵送等による申込は認めない。
電子申請を希望する場合は電話予約の際に申し出ること。
 - イ 受付場所
石川県警察本部（石川県金沢市鞍月一丁目 1 番地）

(4) 提出書類

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル×横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 1 枚を貼付すること。）

イ 添付書類

- (ア) 2 (1) アに該当する者は、3 号警備業務に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 2 (1) イに該当する者は、1 級の検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 2 (1) ウに該当する者は、2 級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 2 (1) エに該当する者は、旧 1 級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者にあつては、旧 1 級検定に係る合格証の写し、旧 2 級検定（3 号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務の区分に係る警備業務に従事している者にあつては、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (オ) 2 (2) に該当する者は、(ア), (イ), (ウ), (エ)のいずれかの書類と警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し

5 受講手数料

次に掲げる額の手数料を、石川県証紙により納入すること。なお、電子申請する場合は、電子納入すること。いずれの場合も既納の受講料は還付しない。

講習の別	講習手数料
新規取得講習	38,000 円
追加取得講習	14,000 円

6 その他

- (1) 講習は、一般社団法人石川県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (3) 不明な点については、石川県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導係（電話 076-225-0110 内線 3043・3045）に問い合わせること。